

合 意 書

(目的)

第1条 公益社団法人全国愛農会（以下、甲という）と認証事業者（以下、乙という）は、乙の認証にあたり、必要な事項について合意したことを証するものである。

(遵守事項)

第2条 甲は、次の定める内容について、遵守するものとする。

- (1) 甲は、日本農林規格等に関する法律（以下、「JAS法」という。）およびその他の関連する法令を遵守するとともに、甲が自ら定める認証業務規程類を遵守し認証業務を適切に遂行する。
- (2) 甲は、認証基準を満たした場合、乙に認証書を交付し、JAS法に基づく格付（外国格付表示業者にあつては外国格付を指す。以下同じ）および格付の表示（外国格付表示業者にあつては外国格付の表示を指す。以下同じ）を行うことを認める。
- (3) 甲は、認証書を交付した後、認証維持に必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、次の定める内容について、遵守するものとする。

- (1) 乙は、JAS法及びその他の関連する法令を遵守するとともに、乙が自ら定める内部規程類を遵守する。
- (2) 乙は、認証申請をした際、甲が行う調査等に協力をする。
- (3) 乙は、格付の表示及び名称の表示に関して、必要な報告もしくは物件の提出を拒否しない。
- (4) 乙は、虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出をしない。
- (5) 乙は、認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、認証に係る農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す以外の目的で行わない。
- (6) 乙は、格付の表示が付された農林物資は格付が行われた後でなければ、譲り渡し、譲り渡しの委託または譲り渡しのための陳列をしない。
- (7) 乙は、農林物資またはその包装、容器もしくは送り状に格付の表示と紛らわしい表示を付さない。
- (8) 乙は、認証に係る事項が認証の技術的基準に適合するよう維持するとともに格付する製品が継続的に日本農林規格を満たすようにする。甲から連絡を受けたときの適切な変更の実施の場合も、同様とする。
- (9) 乙は、第三者に認証を受けている旨の情報の提供をするとき、認証に係る農林物資以外の製品について甲の認証を受けていると誤認させ、または甲の認証の調査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにする。
- (10) 乙は、第三者に認証、格付または格付の表示に関する情報の提供を行うにあたって、認証に係る農林物資以外の製品について甲の認証を受けていると誤認させ、または甲の認証の調査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにする。
- (11) 乙は、主務大臣の行う格付の表示の改善命令等に従う。
- (12) 乙は、主務大臣もしくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターが求める報告や立ち入り検査の拒否、妨害、忌避もしくは質問に対する答弁の拒否、もしくは虚偽の答弁をしない。

(甲の調査権限)

第3条 甲は、乙に対して、JAS法施行規則第48条第1項第1号のニの(1)から(11)に関して、以下の事項について調査をする権限を有する。

- (1) 乙の当該業務に関する報告
- (2) 乙の当該業務に関する格付、格付の表示、農林物資に係る広告もしくは表示、農林物資、その原料、帳簿、書類（電磁的記録含む）その他の物件
- (3) 認証に係るほ場、工場、事務所、事業所、倉庫その他の場所
- (4) 乙の当該業務に従事している従業員その他の関係者からの事情聴取

2 前項の調査は甲の認証業務規程類に定める調査手順に従って行う。

3 第1項の調査について、甲は、必要に応じて事前通告なく行うことができる。

4 甲は、第1項の調査をするにあたり、立会人その他の第三者を参加させることができる。

(通知義務)

第4条 甲は、乙に対して、第3条の調査結果を評価し、次の事項を通知しなければならない。

- (1) 認証の維持
- (2) 格付業務の停止または格付の表示を付した農林物資の出荷の停止
- (3) 格付等の停止請求の解除、認証の縮小または拡大
- (4) 認証の取り消し

(実績報告)

第5条 乙は、甲に対して、毎年6月末日までに、その前年度の格付実績もしくは格付表示実績および認証ほ場の面積について報告をしなければならない。

(記録保存)

第6条 乙は、JAS法施行規則第48条第1項第1号のニの(11)に定める期間、格付に関する記録を保存しなければならない。

(認証書の複製)

第7条 乙は、認証書を複製するとき、内容すべて(両面)を複製するとともに複製であることを明記しなければならない。

(認証事項の変更)

第8条 乙は、次の定めるとき、甲に変更届または廃止届を提出しなければならない。

- (1) 認証事項を変更するとき
 - (2) 格付に関する業務を廃止しようとするとき
- 2 前項の提出は、変更が行われる前もしくは甲の指定する日までに提出しなければならない。
- 3 第1項の届け出をした場合において、甲が調査を必要と判断した場合には、乙は、調査に応じなければならない。その場合の調査権限については、第3条1項を準用する。

(改善等)

第9条 甲は、次の定める場合において、乙に、改善、中止、停止、除去もしくは抹消を決定することができる。

- (1) JAS法施行規則第48条第1項第1号のニの(1)から(11)までに掲げる条件等に違反している場合
 - (2) 格付の表示を付した農林物資についてその表示が格付の結果と一致しないことが明らかになった場合
- 2 甲が改善、中止、停止、除去もしくは抹消を求めた場合、乙は、次の措置を講じなければならない。
- (1) 認証事業者であることに言及している宣伝・広告等の改善、中止、停止、除去もしくは抹消
 - (2) 認証書を甲に返却すること
 - (3) その他に甲が必要と認める事項

(認証の取り消し)

第10条 甲は、次の定める事情が認められる場合、乙の認証の取り消しを決定することができる。

- (1) 乙がJAS法施行規則第48条第1項第1号のニの(1)から(11)までに掲げる条件に違反した場合
 - (2) 乙が第2条2項に違反した場合
 - (3) 乙が第3条の際に虚偽、調査の拒絶もしくは妨害をした場合
 - (4) 乙が第9条の改善、中止、停止、除去もしくは抹消に応じない場合
 - (5) 乙が認証業務規程第10条、第11条および第12条に規定する手数料について、甲の請求後6か月以内に支払わない場合
- 2 甲は、前項の取り消しをする場合には、あらかじめ乙の意見陳述のための手続をしなければならない。

- 3 甲が前項の意見陳述を行うにあたっては、聴聞を行うべき期日までに相当の期間において、乙に対して、次の事項を書面により通知しなければならない。
- (1) 取消の内容及び根拠条文
 - (2) 取消原因事実
 - (3) 聴聞の期日及び場所
 - (4) 聴聞に関する事務を担当する部署名、住所及び担当者氏名
- 4 乙は、第1項の取り消しがされた場合、次に定めた措置をとらなければならない。
- (1) 農林物資の出荷または適合の表示の付してある広告等の使用を停止すること
 - (2) 登録認証機関が適当でないと認める格付の表示または適合の表示の除去もしくは抹消
 - (3) 認証書を甲に返却すること
 - (4) その他に甲が必要と認める事項
- 5 甲は、甲が前項の措置を請求して相当の期間を経過しても乙が実行しない場合、次の事項について公表する。
- (1) 乙の名称
 - (2) 取消の年月日、取消原因及び取り消した認証の内容
 - (3) 広告等の使用の停止及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示または適合の表示の除去もしくは抹消を行わなかったこと

(異議申し立て)

第11条 乙は、甲に対して、異議申し立てをすることができる。

2 甲は、前項の異議申し立てについて、クレーム処理規程に従い処理する。

3 第1項の異議申し立ては、決定があったことを知った日の翌日または当該クレーム事由が生じた日の翌日から起算して3か月を経過した場合には、することができない。但し、正当な理由があるときは、この限りでない。

(情報提供)

第12条 甲は、認証業務の過程で得られた乙に関する情報のうち、JAS法およびその他の法令により特定された事項について他の登録認証機関に情報提供し、また主務大臣に報告し公表する。

2 甲は、次に定めるときにおいて、適宜の方法により、各定めた事項を公表する。

(1) 認証したとき

ア 認証事業者の氏名又は名称及び住所

イ 認証に係る農林物資の種類若しくは農林物資の取扱い等の方法の区分

ウ 認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地

エ 認証の年月日

(2) 格付等の停止請求をしたとき

ア (1)記載のAないしエのすべて

イ 当該請求の年月日及び理由

(3) 認証を取り消したとき

ア (1)記載のAないしエのすべて

イ 取り消しの年月日及び理由

(4) 格付に関する業務を廃止したとき

ア (1)記載のAないしエのすべて

イ 廃止の年月日

(機密保持)

第13条 甲は、機密保持規程に基づきその機密を保護する。但し、次の場合には、この限りではない。

(1) 前条の場合

(2) 甲が加盟する公平性委員会から求められた場合

(3) 裁判所、捜査機関及び弁護士会から情報の提供を求められた場合

(苦情および製品不備への対応)

第14条 乙は、格付の表示をした製品に関連して持ち込まれた全ての苦情に対して適切な処置をとるとともに、その件について記録し、また甲の求めに応じてその記録を甲に利用させる。

2 乙は日本農林規格への適合性に影響を与える製品の不備に関して適切な処置をとるとともに、それらの処置について記録し、また甲の求めに応じてその記録を甲に利用させる。

(免責事項)

第15条 甲は、次に定める場合において、乙に対して損害賠償その他の責任を負わない。

- (1) 格付の表示を行った農林物資について乙に瑕疵のある場合
- (2) 甲が日本農林規格への適合の判定を行う際、資材メーカー等から提出された証明書に誤りまたは偽りがあった場合
- (3) 甲が乙の認証に関する適合の判定を行う際、甲が注意義務を尽くしていた場合

(有効期限)

第16条 本合意書は、合意日から次の定める内容のいずれかに該当するまでの日を有効期限とする。ただし、第13条(機密保持)については、この限りでない。

- (1) 乙の格付に関する業務の廃止届を甲が受理した日
- (2) 乙の認証の取り消しを行った日

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に対して、格付実績もしくは格付表示実績および認証ほ場面積の報告をしなければならない。ただし、報告の終期は、有効期間終了時とする。

(紛争対応)

第17条 本合意書に記載のない事項に係る疑義については、甲・乙両方で協議を行い解決する。

2 前項により解決せず、法的紛争に至る場合には、津地方裁判所もしくは伊賀簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記、合意の証として本書二通を作成し、当事者記名押印のうえ各一通を保有する。

合意日 _____年____月____日

甲(登録認証機関) 三重県伊賀市別府 690 番地の 1
公益社団法人全国愛農会
会長 飯尾 裕 光

乙(認証事業者)住所: _____

認証事業者名: _____

代表者名: _____ 印